

令和7年12月2日

令和7年第2回登米市議会定例会  
12月定期議会 提案理由説明書

登米市議会  
議員 番



## 諮詢 第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

## 推薦候補者

氏名	すずき まさゆき 鈴木 正之
住所	登米市迫町
職業	非常勤講師

## 同意 第 6 号

副市長の選任につき同意を求めるについて

本案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき、副市長の選任を行いたく、議会の同意を求めるものであります。

## 同意対象者

氏名	よしだ のぶゆき 吉田 信幸
住所	仙台市青葉区上杉
職業	公益財団法人役員

本件は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の公布に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表9ページ）

議案第75号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第6号）
議案第76号	令和7年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第77号	令和7年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第78号	令和7年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第79号	令和7年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第80号	令和7年度登米市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第81号	令和7年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第82号	令和7年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

本案は、議案第75号令和7年度登米市一般会計補正予算（第6号）から議案第82号令和7年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第1号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億6,566万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ520億8,369万1千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、システム管理事業2,208万8千円、小学校及び中学校の教育用コンピューター更新事業、あわせて824万9千円などを減額する一方、人事院勧告に基づく給与改定や人事異動などに伴う人件費1億3,101万3千円、障害者自立支援事業1億832万5千円、障害児対策事業9,972万9千円、生活保護各種扶助事業2億2,597万1千円などを増額して計上しております。

歳入では、生活保護費負担金などの国庫支出金3億5,353万5千円、介護・訓練等給付費負担金などの県支出金1億1,571万7千円、財政調整基金などの繰入金2

億5,313万5千円、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金などの諸収入4,057万8千円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加50件、地方債補正として変更1件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保険給付費2,864万7千円の増額と債務負担行為1件を、後期高齢者医療特別会計の歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金1億4,441万4千円などを増額、介護保険特別会計の歳出では、人事院勧告に基づく給与改定や人事異動などに伴う人件費205万4千円を増額して計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益3,828万3千円を増額し、水道事業費用2,190万2千円を減額、資本的支出325万2千円を増額するほか、債務負担行為1件を計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業費用5,282万1千円を増額し、資本的支出587万9千円を減額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益6,869万7千円、病院事業費用8,413万9千円を増額するほか、債務負担行為補正として追加1件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益1,185万2千円、老健事業費用1,726万9千円を増額するほか、債務負担行為1件を計上しております。

議案第83号	登米市東和木工工芸研修センター条例等を廃止する条例について
--------	-------------------------------

本案は、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い東和木工工芸研修センター及び東和地域特産物利用加工施設を閉館し、津山木工加工研修施設を民間へ譲渡するため、関係条例を廃止するものであります。

議案第84号	登米市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
--------	--

本案は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の16第1項の規定に基づき、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第85号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について
--------	--

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、本市職員等の旅費制度の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表10ページ）

議案第86号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第87号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第88号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、令和7年8月7日の人事院勧告を踏まえ一般職及び特別職の国家公務員の給与が改定されることから、議会議員及び特別職の期末手当並びに職員の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表41ページ）

議案第89号	登米市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------------

本案は、効率的な学校給食の提供を図るため、東部津山学校給食センターを廃止し、南部学校給食センターへ統合するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表80ページ）

議案第90号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、少子化の進行に伴い、利用頻度が低下している児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表81ページ）

議案第91号

登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、一般廃棄物の指定集積所の名称の統一化及び文言の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであります。 (新旧対照表83ページ)

議案第92号

登米市下水道条例の一部を改正する条例について

本案は、災害時等において、排水設備工事に係る指定工事事業者等の確保が困難である場合に、他の市町村長の指定を受けた工事店による工事を特例的に認める規定を設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表84ページ)

議案第93号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

本案は、消防庁次長通知（令和7年8月29日消防字第383号・消防特第159号）により、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部が改正され公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表86ページ)

議案第94号

登米市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

本案は、災害時等において、給水装置工事に係る給水装置工事事業者の確保が困難である場合に、他の市町村長の指定を受けた事業者による工事を特例的に認める規定を設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表88ページ)

議案第95号

登米市認定こども園設置条例の一部を改正する条例について

本案は、登米市市立幼稚園・保育所再編計画に基づき、米山幼稚園及びよねやま保育園を再編・統合し、令和8年4月1日から幼保連携型認定こども園として米山こども園を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表89ページ)

議案第96号

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

本案は、組合役員及び議會議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、同組合から地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による協議がありましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。 (新旧対照表93ページ)

議案第97号

第三次登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

本案は、現行の総合計画の計画期間が令和7年度をもって終了することから、登米市まちづくり基本条例（平成24年登米市条例第2号）第17条第1項の規定に基づき、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする第三次登米市総合計画を策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号

指定管理者の指定について（高森パークゴルフ場）

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

報告第29号関係

登米市印鑑条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第13条 (略) (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)  第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第3号</u> に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。	第1条～第13条 (略) (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)  第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号） <u>第12条の2第4項第2号</u> に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けることができる。
第15条～第18条 (略)	第15条～第18条 (略)

## 議案第85号関係

### 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等 新旧対照表

#### 第1条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条 (略) (議員報酬の額)	第1条 (略) (議員報酬の額)
第2条 議員報酬の額は、別表_____のとおりとする。 (議員報酬の支給方法)	第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。 (議員報酬の支給方法)
第3条 (略) 2・3 (略) 4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、市的一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ_____。）の例による。 (費用弁償)	第3条 (略) 2・3 (略) 4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、市的一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）の例による。 (費用弁償)
第4条 (略) 2 前項の旅費の額は、宿泊費_____については市の特別職の職員で常勤のものの旅費の額の例により計算した額とし、他の旅費の額については市の一般職の職員の旅費の額の例により計算した額とする。 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費及びその支給方法については、市的一般職の職員の例による。 4 在勤地における会議に出席した場合は、前項の規定にかかわらず、_____費用弁償として1,000円を支給する。	第4条 (略) 2 前項の旅費の額は、日当、宿泊料及び食卓料については別表第2に掲げる額_____とし、他の旅費の額については_____職員の旅費の額の例により計算した額とする。 3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費及びその支給方法については、_____職員の例による。 4 在勤地における会議に出席した場合は、前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる費用弁償_____を支給する。

第5条 (略)

2 この条例に定めるものほか、前項の期末手当の額及び支給については、市の一般職の職員の例による。

3 (略)

別表 (第2条関係) (略)

第5条 (略)

2 この条例に定めるものほか、前項の期末手当の額及び支給については、\_\_\_\_\_職員の例による。

3 (略)

別表第1 (第2条関係) (略)

別表第2 (第4条関係)

1 内国旅行の場合

職名	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	費用弁償 (在勤地の会議に出席)
議長	2,000円	13,000円	2,000円	1,000円
副議長				
議員				

2 外国旅行の場合

職名	日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	
議長	6,20 0円	5,20 0円	4,20 0円	3,80 0円	19,3 00円	16,1 00円	12,9 00円	11,6 00円	5,80 0円
副議長									
議員									

(1) 「指定都市」とは、市長が規則で定める都市の地域をいい、「甲

地方」とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、「丙地方」とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、「乙地方」とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

(2) 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

第2条関係（登米市証人等の実費弁償支給条例の一部改正）

改正案	現行
第1条 (略) (実費弁償の額)	第1条 (略) (実費弁償の額)
第2条 実費弁償は、鉄道賃、船賃、 <u>航空賃</u> 、 <u>その他の交通費</u> 、 <u>宿泊費</u> 、 <u>包括宿泊費及び宿泊手当</u> とし、その額は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定める額とする。	第2条 実費弁償は、鉄道賃、船賃、 <u>車賃</u> 、 <u>航空賃</u> 、 <u>日当及び宿泊料</u> とし、その額は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定める額とする。
第3条 (略)	第3条 (略)

第3条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改正案	現行																																										
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 旅費の種目は、職員の例による。</p> <p>3 旅費の額は、宿泊費 _____ については別表第2に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める額（同表において「宿泊費基準額」という。）とし、その他の旅費の額については、職員の例により計算した額とする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>宿泊費基準額の上限額（1夜につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内国旅行</td><td>27,000円</td></tr> <tr> <td>外国旅行</td><td>65,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額の上限額（1夜につき）	内国旅行	27,000円	外国旅行	65,000円	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 旅費の種類は、職員の例による。</p> <p>3 旅費の額は、日当、宿泊料及び食卓料については別表第2に掲げる額 _____ とし、その他の旅費の額については、職員の例により計算した額とする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>1 内国旅行の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>日当 (1日につき)</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th><th>食卓料 (1夜につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td><td>2,000円</td><td>13,000円</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>2 外国旅行の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th><th colspan="4">日当（1日につき）</th><th colspan="4">宿泊料（1夜につき）</th><th rowspan="2">食卓料 (1夜に つき)</th></tr> <tr> <th>指定 都市</th><th>甲地 方</th><th>乙地 方</th><th>丙地 方</th><th>指定 都市</th><th>甲地 方</th><th>乙地 方</th><th>丙地 方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td>6,20</td><td>5,20</td><td>4,20</td><td>3,80</td><td>19,3</td><td>16,1</td><td>12,9</td><td>11,6</td><td>5,80</td></tr> </tbody> </table>	職名	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	市長等	2,000円	13,000円	2,000円	職名	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 (1夜に つき)	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	市長	6,20	5,20	4,20	3,80	19,3	16,1	12,9	11,6	5,80
区分	宿泊費基準額の上限額（1夜につき）																																										
内国旅行	27,000円																																										
外国旅行	65,000円																																										
職名	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																																								
市長等	2,000円	13,000円	2,000円																																								
職名	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 (1夜に つき)																																		
	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方	指定 都市	甲地 方	乙地 方	丙地 方																																			
市長	6,20	5,20	4,20	3,80	19,3	16,1	12,9	11,6	5,80																																		

等	0円	0円	0円	0円	00円	00円	00円	0円
---	----	----	----	----	-----	-----	-----	----

- (1) 「指定都市」とは、市長が規則で定める都市の地域をいい、「甲地方」とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、「丙地方」とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をいい、「乙地方」とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- (2) 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

第4条関係（登米市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<u>目次</u>	<u>目次</u>
<u>第1章 総則（第1条—第8条）</u> <u>第2章 旅費の種目及び内容（第9条—第20条）</u> <u>第3章 雜則（第21条—第29条）</u> <u>附則</u>	<u>第1章 総則（第1条—第14条）</u> <u>第2章 内国旅行の旅費（第15条—第29条）</u> <u>第3章 外国旅行の旅費（第30条—第38条）</u> <u>第4章 雜則（第39条—第41条）</u> <u>附則</u>
<p>第1条 (略)          (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、<u>その職員</u>又はその遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) <u>家族</u> 内国旅行にあっては職員の配偶者（<u>婚姻の届出をしないが</u>、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にす</u></p>	<p>第1条 (略)          (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所</p> <p>_____）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において<u>その職員若しくはその扶養親族</u>又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) <u>扶養親族</u> 内国旅行にあっては職員の配偶者（<u>届出をしないが</u>、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入</u></p>

るもの\_\_\_\_\_をいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするもの\_\_\_\_\_をいう。

(8) (略)

(9) 旅行役務提供者 旅行業者 (旅行業法 (昭和27年法律第239号) 第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者 (以下この号において「旅行業者等」という。) であって、市と旅行役務提供契約 (旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。) を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(8) (略)

2 この条例において「何々の職務」という場合には、登米市職員の給与に関する条例 (平成17年登米市条例第58号) 第4条に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が市長に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域 (都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域) をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、当市の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員\_\_\_\_\_又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)・(2) (略)

(3) \_\_\_\_\_職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は規則で定める外国旅行中に死亡した場合 当該職員

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令等に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は

(1)・(2) (略)

(3) 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の\_\_\_\_\_遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張 \_\_\_\_\_のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）当該職員

(5) 職員が出張 \_\_\_\_\_のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第1号から第4号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合のほか、法令等に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において

死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

同じ。) が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に掲げるものを、旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受けた者が、当該旅行について支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で当該旅行について支給を受けることができた額の範囲内の額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、次に掲げる金額を、旅費として支給することができる。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下この条において「旅行命令票等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令票等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、こ

場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは同条第2項の規定による旅行申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下この条において「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、こ

の限りでない。

5 前項ただし書の規定により、旅行命令票等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第20条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 14 内国旅行のうち第25条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。
- 15 外国旅行のうち第37条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は\_\_\_\_\_、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合のほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあって

は400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合は、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が、同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合においては、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの方に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異なる事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2・3 (略)

4 支出担当者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

\_\_\_\_\_は、所定の請求書\_\_\_\_\_に必要な書類を添えて、これを当該旅費\_\_\_\_\_の支出又は支払をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額\_\_\_\_\_のうちその書類を提出しなかったため、その旅費\_\_\_\_\_の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給\_\_\_\_\_を受けることができない。

2・3 (略)

4 支出負担者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### (鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。  
(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定める旅費とする。

## 第2章 内国旅行の旅費

### (鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長が認める者に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長が認める者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長が認める者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長が認める者が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

（船賃）

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

8項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、市長が認める者が移動するとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合 最上級の運賃の額  
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)

#### (車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。ただし、自家用自動車を利用して旅行する場合(旅行命令権者の承認を受けて旅行する場合に限る。以下同じ。)の車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

#### (日当)

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、東京都及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)で定める市(仙台市を除く。)に滞在する場合の日当は、定額の2倍に相当する額とする。

- 2 日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合のほか、前項の規定にかかわらず、在勤地及び別に規則で定める地域への旅行には支給しない。
- 3 宮城県内において旅行する場合又は鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満若しくは陸路25キロメートル未満の旅行(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。)の場合における日当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。
- 4 公用自動車を利用して旅行する場合における日当の額は、第1項及び前項の規定にかかわらず、第1項の定額及び前項に定める額の2分の1に相当する額による。
- 5 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、

その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項に定めるもののほか、自家用自動車を利用して旅行する場合(旅行命令権者の承認を受けて旅行する場合に限る。ただし、自家用自動車に同乗することによって行う旅行はこれを含まない。)の額は、1キロメートルにつき30円とし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に定める額を超えない範囲内において規則で定める額(次条及び同表において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額(第18条第1項において「交通費」という。)及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2で定める額を超えない範囲内において規則で定める1夜当たりの定額とする。

第3項の規定を適用する。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

### (転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

### (着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

### (家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

#### (1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

#### (2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費

### (着後手当)

第23条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

### (扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合のほか、第22条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着

及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は93万円とする。

後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子の赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。  
（日額旅費）

第25条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて市長が指定するものとする。

- (1) 測量、調査、土木工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 長期間の研修、講習その他これらに類する目的のための旅行
- (3) 在勤庁と兼務庁間の旅行その他これらに類する目的の旅行
- (4) 前3号に掲げる旅行を除き、その職務の性質上常時又は定期的に出張を要する職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。  
（在勤地内旅行の旅費）

第26条 在勤庁の所在する町域を離れて自家用自動車を利用して在勤地内を旅行する場合においては、各総合支所間の路程をもって計算した額の車賃を支給するものとする。

- 2 在勤庁の所在する町域内を自家用自動車を利用して旅行する場合においては、当該在勤庁を起点とした旅行の行程をもって計算した第18条ただし書に規定する額の車賃を支給するものとする。
- 3 前2項に規定する旅費の他、在勤地内の旅行において、次の各号の

いずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(2) 次条第1項第2号又は第3号に該当する場合には、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料  
(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第27条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条又は第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合のほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実績額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(3) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第19条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
- ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費
- イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から在勤地までの旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられ

た日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

### 第3章 外国旅行の旅費

#### (本邦通過の場合の旅費)

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

#### (鉄道賃)

第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上階級に区分する線路による旅行の場合は、最上級の直近下位の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

#### (船賃)

第32条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上階級に区分する船舶による旅行の場合に

は、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金  
(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第31条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第19条第2項及び第3項、第20条第2項並びに第21条第2項の規定  
は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。  
(旅行雑費)

第35条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び  
査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。  
(死亡手当)

第36条 死亡手当の額は、40万円とする。

2 職員が出張のため外国旅行中に死亡し、かつ、その死亡地が本邦で  
ある場合において、支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわら  
ず、第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第29条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合  
において、前2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位に  
について準用する。

(旅行手当)

第37条 第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、  
旅行先の特別の事情により別表第2の定額による旅費を支給するこ  
とが適当でないと認めて市長が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が市長  
に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6  
条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超える  
ことができない。

(退職者等の旅費)

第38条 職員が外国旅行中に退職等となった場合に支給する旅費は、次  
に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職  
務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行し

### 第3章 雜則

#### (退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

#### (遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

#### (証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

### た場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

### 第4章 雜則

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅

(旅費の調整)

第39条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第40条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅

費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費\_\_\_\_\_に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費\_\_\_\_\_に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅行に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第28条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第29条 (略)

別表第1 宿泊費基準額の上限 (第13条関係)

区分	宿泊費基準額の上限額（1夜につき）
内国旅行	19,000円
外国旅行	59,000円

費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第41条 (略)

別表第1 (第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第26条、第27条関係)

内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
1,800円	12,000円	1,800円
2 移転料		
鉄道50km未満	鉄道50km以上	鉄道100km未満
100km未満	100km未満	100km未満
93,000円	107,00円	132,00円
0円	0円	0円
163,00円	216,00円	227,00円
243,00円	282,00円	282,00円
km以	km以	km以
上	上	上
km未	km未	km未
満	満	満
km未満	km未満	km未満
1,000円	1,500円	2,000円
km以	km以	km以
上1,500円	上2,000円	2,000円
km未満	km未満	km未満
216,00円	227,00円	243,00円
0円	0円	0円
227,00円	243,00円	282,00円
km以	km以	km以
上	上	上
km未満	km未満	km未満
282,00円	282,00円	282,00円
km以	km以	km以
上	上	上

備考

路程の計算については、水路及び陸路4分の1kmをもって鉄道1kmとみなす。

別表第2 (第34条関係)

外国旅行の旅費

日当 (1日につき)				宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	(1夜につき)
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,30円	16,10円	12,90円	11,600円	5,800円
0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

備考

1 指定都市とは、市長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として市長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域を

いい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大  
洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として市長が規則で定める地  
域のうち指定都市の地域以外の地域で市長が規則で定める地域をい  
い、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本  
邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着し  
た日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定  
める定額とする。

## 議案第86号関係

### 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表

#### 第1条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、 <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> とする。	第1条～第4条 (略) (期末手当) 第5条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は_____ _____100分の172.5_____とする。

第2条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の175</u> <u>とす</u> <u>る。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の177.5</u>とする。</p>

議案第87号関係

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改正案	現行
第1条～第3条 (略) (手当等の額等)	第1条～第3条 (略) (手当等の額等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、 <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> とする。	2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は_____100分の172.5_____とする。
3 (略)	3 (略)
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)

第2条関係（登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改正案	現行
第1条～第3条 (略) (手当等の額等)	第1条～第3条 (略) (手当等の額等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は <u>100分の175</u> <u>とする。</u>	2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、 <u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> とする。
3 (略)	3 (略)
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)

## 議案第88号関係

### 登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

#### 第1条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準)	第1条～第4条 (略) (初任給、昇格、昇給等の基準)
第5条 (略)	第5条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 前項の規定により職員（55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（ <u>医療職給料表(3)</u> ）の適用を受ける職員でその職務の級が <u>6</u> 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 前項の規定により職員（55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの。次項において同じ。）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（ <u>行政職給料表</u> ）の適用を受ける職員でその職務の級が <u>7</u> 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
7～11 (略)	7～11 (略)
第5条の2～第11条の3 (略) (通勤手当)	第5条の2～第11条の3 (略) (通勤手当)
第11条の4 (略)	第11条の4 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～9 (略)

第11条の5～第17条 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円 (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、7,050円) を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

第18条の2 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

第19条の2・第19条の3 (略)

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～9 (略)

第11条の5～第17条 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円 (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、6,600円) を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

第18条の2 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

第19条の2・第19条の3 (略)

### (勤勉手当)

## 第20条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

## 第21条～第24条 (略)

### 別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

### (勤勉手当)

## 第20条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に\_\_\_\_\_ 100分の105 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 100分の50 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

## 第21条～第24条 (略)

### 別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
-------	------	----	----	----	----	----	----	----	----

分号	俸	給料 月額	分号	俸	給料 月額													
定年		円	円	円	円	円	円	円	定年		円	円	円	円	円	円	円	
前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	前	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
再	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	再	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
任	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	任	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
用	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	用	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
短	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	短	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
時	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	時	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
間	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	間	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
勤	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	勤	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
務	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	務	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
職	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	職	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
員	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	員	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
以	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	外	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
の	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	の	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
職	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	員	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
員	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	員	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	

	<u>22</u>	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		<u>22</u>	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
	<u>23</u>	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		<u>23</u>	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
	<u>24</u>	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		<u>24</u>	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
	<u>25</u>	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		<u>25</u>	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
	<u>26</u>	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		<u>26</u>	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
	<u>27</u>	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		<u>27</u>	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
	<u>28</u>	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		<u>28</u>	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
	<u>29</u>	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		<u>29</u>	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
	<u>30</u>	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		<u>30</u>	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
	<u>31</u>	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		<u>31</u>	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
	<u>32</u>	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		<u>32</u>	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
	<u>33</u>	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		<u>33</u>	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
	<u>34</u>	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		<u>34</u>	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
	<u>35</u>	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		<u>35</u>	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
	<u>36</u>	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		<u>36</u>	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
	<u>37</u>	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		<u>37</u>	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	<u>38</u>	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		<u>38</u>	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
	<u>39</u>	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		<u>39</u>	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
	<u>40</u>	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		<u>40</u>	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
	<u>41</u>	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		<u>41</u>	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
	<u>42</u>	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		<u>42</u>	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
	<u>43</u>	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		<u>43</u>	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	<u>44</u>	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		<u>44</u>	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
	<u>45</u>	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		<u>45</u>	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900

	<u>46</u>	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			<u>46</u>	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	<u>47</u>	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			<u>47</u>	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	<u>48</u>	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			<u>48</u>	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	<u>49</u>	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			<u>49</u>	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	<u>50</u>	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			<u>50</u>	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	<u>51</u>	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			<u>51</u>	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	<u>52</u>	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			<u>52</u>	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	<u>53</u>	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			<u>53</u>	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	<u>54</u>	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			<u>54</u>	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	<u>55</u>	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			<u>55</u>	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	<u>56</u>	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			<u>56</u>	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	<u>57</u>	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			<u>57</u>	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	<u>58</u>	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			<u>58</u>	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	<u>59</u>	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			<u>59</u>	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	<u>60</u>	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			<u>60</u>	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	<u>61</u>	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			<u>61</u>	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	<u>62</u>	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			<u>62</u>	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	<u>63</u>	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			<u>63</u>	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	<u>64</u>	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			<u>64</u>	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	<u>65</u>	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			<u>65</u>	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	<u>66</u>	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			<u>66</u>	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	<u>67</u>	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			<u>67</u>	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	<u>68</u>	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			<u>68</u>	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	<u>69</u>	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			<u>69</u>	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	

	<u>70</u>	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			<u>70</u>	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	<u>71</u>	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			<u>71</u>	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	<u>72</u>	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			<u>72</u>	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	<u>73</u>	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			<u>73</u>	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	<u>74</u>	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				<u>74</u>	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	<u>75</u>	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				<u>75</u>	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	<u>76</u>	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				<u>76</u>	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	<u>77</u>	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				<u>77</u>	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	<u>78</u>	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				<u>78</u>	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
	<u>79</u>	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				<u>79</u>	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
	<u>80</u>	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				<u>80</u>	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
	<u>81</u>	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				<u>81</u>	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
	<u>82</u>	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				<u>82</u>	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
	<u>83</u>	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				<u>83</u>	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
	<u>84</u>	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				<u>84</u>	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
	<u>85</u>	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				<u>85</u>	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
	<u>86</u>	266,200	305,800	355,700						<u>86</u>	256,000	297,100	346,000				
	<u>87</u>	266,500	306,100	356,100						<u>87</u>	256,300	297,400	346,400				
	<u>88</u>	266,800	306,400	356,500						<u>88</u>	256,600	297,700	346,800				
	<u>89</u>	267,100	306,700	356,700						<u>89</u>	256,900	298,000	347,000				
	<u>90</u>	267,400	307,000	357,100						<u>90</u>	257,200	298,300	347,400				
	<u>91</u>	267,700	307,300	357,500						<u>91</u>	257,500	298,600	347,800				
	<u>92</u>	268,000	307,600	357,900						<u>92</u>	257,800	299,000	348,200				
	<u>93</u>	268,300	307,800	358,100						<u>93</u>	258,100	299,200	348,400				

<u>94</u>	<u>308,000</u>	<u>358,400</u>					<u>94</u>	<u>299,400</u>	<u>348,800</u>		
<u>95</u>	<u>308,300</u>	<u>358,800</u>					<u>95</u>	<u>299,700</u>	<u>349,200</u>		
<u>96</u>	<u>308,700</u>	<u>359,100</u>					<u>96</u>	<u>300,100</u>	<u>349,500</u>		
<u>97</u>	<u>308,900</u>	<u>359,400</u>					<u>97</u>	<u>300,300</u>	<u>349,800</u>		
<u>98</u>	<u>309,200</u>	<u>359,800</u>					<u>98</u>	<u>300,600</u>	<u>350,200</u>		
<u>99</u>	<u>309,500</u>	<u>360,200</u>					<u>99</u>	<u>301,000</u>	<u>350,600</u>		
<u>100</u>	<u>309,900</u>	<u>360,600</u>					<u>100</u>	<u>301,400</u>	<u>351,000</u>		
<u>101</u>	<u>310,100</u>	<u>361,100</u>					<u>101</u>	<u>301,600</u>	<u>351,500</u>		
<u>102</u>	<u>310,400</u>	<u>361,500</u>					<u>102</u>	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>		
<u>103</u>	<u>310,700</u>	<u>361,900</u>					<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>352,300</u>		
<u>104</u>	<u>311,000</u>	<u>362,300</u>					<u>104</u>	<u>302,500</u>	<u>352,700</u>		
<u>105</u>	<u>311,200</u>	<u>362,800</u>					<u>105</u>	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>		
<u>106</u>	<u>311,500</u>	<u>363,200</u>					<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>		
<u>107</u>	<u>311,800</u>	<u>363,500</u>					<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>		
<u>108</u>	<u>312,100</u>	<u>363,800</u>					<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>		
<u>109</u>	<u>312,300</u>	<u>364,200</u>					<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>		
<u>110</u>	<u>312,600</u>						<u>110</u>	<u>304,200</u>			
<u>111</u>	<u>313,000</u>						<u>111</u>	<u>304,600</u>			
<u>112</u>	<u>313,300</u>						<u>112</u>	<u>304,900</u>			
<u>113</u>	<u>313,500</u>						<u>113</u>	<u>305,100</u>			
<u>114</u>	<u>313,700</u>						<u>114</u>	<u>305,300</u>			
<u>115</u>	<u>314,000</u>						<u>115</u>	<u>305,600</u>			
<u>116</u>	<u>314,400</u>						<u>116</u>	<u>306,000</u>			
<u>117</u>	<u>314,600</u>						<u>117</u>	<u>306,200</u>			

<u>118</u>		<u>314,800</u>						
<u>119</u>		<u>315,100</u>						
<u>120</u>		<u>315,400</u>						
<u>121</u>		<u>315,700</u>						
<u>122</u>		<u>315,900</u>						
<u>123</u>		<u>316,200</u>						
<u>124</u>		<u>316,500</u>						
<u>125</u>		<u>316,800</u>						
<u>定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u>	<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

<u>職</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>	<u>6級</u>	<u>7級</u>	<u>8級</u>
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

<u>118</u>		<u>306,400</u>						
<u>119</u>		<u>306,700</u>						
<u>120</u>		<u>307,000</u>						
<u>121</u>		<u>307,400</u>						
<u>122</u>		<u>307,600</u>						
<u>123</u>		<u>307,900</u>						
<u>124</u>		<u>308,200</u>						
<u>125</u>		<u>308,500</u>						
<u>定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u>	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

消防職給料表

<u>職</u>	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	<u>4級</u>	<u>5級</u>	<u>6級</u>	<u>7級</u>	<u>8級</u>
----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

員 の 区 分	務 の 級								
		号 俸	給料 月額						
定			円	円	円	円	円	円	円
年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
再	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
任	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
用	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
短	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
時	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
間	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
勤	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
務	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
職	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
員	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
以	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
外	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
の	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
職	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
員	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	

員 の 区 分	務 の 級								
		号 俸	給料 月額						
定			円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
前	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
再	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
任	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
用	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
短	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
時	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
間	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
勤	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
務	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
職	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
員	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
以	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
外	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
の	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
職	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
員	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	

<u>19</u>	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		<u>19</u>	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
<u>20</u>	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		<u>20</u>	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
<u>21</u>	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		<u>21</u>	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
<u>22</u>	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		<u>22</u>	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
<u>23</u>	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		<u>23</u>	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
<u>24</u>	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		<u>24</u>	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
<u>25</u>	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		<u>25</u>	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
<u>26</u>	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		<u>26</u>	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
<u>27</u>	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		<u>27</u>	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
<u>28</u>	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		<u>28</u>	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
<u>29</u>	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		<u>29</u>	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
<u>30</u>	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		<u>30</u>	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
<u>31</u>	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		<u>31</u>	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
<u>32</u>	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		<u>32</u>	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
<u>33</u>	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		<u>33</u>	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
<u>34</u>	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		<u>34</u>	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
<u>35</u>	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		<u>35</u>	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
<u>36</u>	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		<u>36</u>	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
<u>37</u>	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		<u>37</u>	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
<u>38</u>	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		<u>38</u>	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
<u>39</u>	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		<u>39</u>	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
<u>40</u>	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		<u>40</u>	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
<u>41</u>	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		<u>41</u>	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
<u>42</u>	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		<u>42</u>	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000

	<u>43</u>	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			<u>43</u>	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	<u>44</u>	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			<u>44</u>	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	<u>45</u>	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			<u>45</u>	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	<u>46</u>	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				<u>46</u>	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	<u>47</u>	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				<u>47</u>	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	<u>48</u>	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				<u>48</u>	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	<u>49</u>	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				<u>49</u>	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	<u>50</u>	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				<u>50</u>	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	<u>51</u>	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				<u>51</u>	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	<u>52</u>	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				<u>52</u>	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	<u>53</u>	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				<u>53</u>	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	<u>54</u>	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				<u>54</u>	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	<u>55</u>	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				<u>55</u>	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	<u>56</u>	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				<u>56</u>	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	<u>57</u>	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				<u>57</u>	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	<u>58</u>	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				<u>58</u>	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	<u>59</u>	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				<u>59</u>	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	<u>60</u>	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				<u>60</u>	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
	<u>61</u>	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				<u>61</u>	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	<u>62</u>	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				<u>62</u>	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	<u>63</u>	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				<u>63</u>	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	<u>64</u>	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				<u>64</u>	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	<u>65</u>	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				<u>65</u>	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	<u>66</u>	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				<u>66</u>	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	

<u>67</u>	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>			<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
<u>68</u>	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>			<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
<u>69</u>	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>			<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
<u>70</u>	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>			<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
<u>71</u>	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>			<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
<u>72</u>	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>			<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
<u>73</u>	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>			<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
<u>74</u>	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>				<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
<u>75</u>	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>				<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
<u>76</u>	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>				<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
<u>77</u>	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>				<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
<u>78</u>	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>				<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
<u>79</u>	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>				<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
<u>80</u>	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>				<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
<u>81</u>	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>				<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
<u>82</u>	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>				<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
<u>83</u>	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>				<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
<u>84</u>	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>				<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
<u>85</u>	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>				<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
<u>86</u>	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>						<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>			
<u>87</u>	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>						<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>			
<u>88</u>	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>						<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>			
<u>89</u>	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>						<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>			
<u>90</u>	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>						<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>			

<u>91</u>	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>						<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>				
<u>92</u>	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>						<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>				
<u>93</u>	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>						<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>				
<u>94</u>		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>						<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>				
<u>95</u>		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>						<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>				
<u>96</u>		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>						<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>				
<u>97</u>		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>						<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>				
<u>98</u>		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>						<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>				
<u>99</u>		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>						<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>				
<u>100</u>		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>						<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>				
<u>101</u>		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>						<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>				
<u>102</u>		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>						<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>				
<u>103</u>		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>						<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>				
<u>104</u>		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>						<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>				
<u>105</u>		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>						<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>				
<u>106</u>		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>						<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>				
<u>107</u>		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>						<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>				
<u>108</u>		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>						<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
<u>109</u>		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>						<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
<u>110</u>		<u>312,600</u>							<u>110</u>		<u>304,200</u>					
<u>111</u>		<u>313,000</u>							<u>111</u>		<u>304,600</u>					
<u>112</u>		<u>313,300</u>							<u>112</u>		<u>304,900</u>					
<u>113</u>		<u>313,500</u>							<u>113</u>		<u>305,100</u>					
<u>114</u>		<u>313,700</u>							<u>114</u>		<u>305,300</u>					

<u>115</u>		<u>314,000</u>							
<u>116</u>		<u>314,400</u>							
<u>117</u>		<u>314,600</u>							
<u>118</u>		<u>314,800</u>							
<u>119</u>		<u>315,100</u>							
<u>120</u>		<u>315,400</u>							
<u>121</u>		<u>315,700</u>							
<u>122</u>		<u>315,900</u>							
<u>123</u>		<u>316,200</u>							
<u>124</u>		<u>316,500</u>							
<u>125</u>		<u>316,800</u>							
<u>定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員</u>	<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>	<u>409,200</u>	

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

<u>115</u>		<u>305,600</u>							
<u>116</u>		<u>306,000</u>							
<u>117</u>		<u>306,200</u>							
<u>118</u>		<u>306,400</u>							
<u>119</u>		<u>306,700</u>							
<u>120</u>		<u>307,000</u>							
<u>121</u>		<u>307,400</u>							
<u>122</u>		<u>307,600</u>							
<u>123</u>		<u>307,900</u>							
<u>124</u>		<u>308,200</u>							
<u>125</u>		<u>308,500</u>							
<u>定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員</u>	<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>	<u>396,200</u>	

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	円	円	円	円	円
前	2	305,600	415,600	470,300	566,200	634,700
再任	3	307,900	418,300	472,300	572,300	640,700
用短	4	310,200	420,900	474,200	577,400	646,700
時間	5	312,400	423,300	476,100	582,100	652,700
勤務	6	314,500	425,600	477,500	586,400	658,700
職員	7	318,000	427,800	479,200	590,700	664,700
以外の職員	8	321,500	429,800	481,000	594,100	670,700
	9	324,900	431,900	482,800	597,000	676,700
	10	328,300	434,000	484,600	599,500	682,700
	11	331,800	435,500	486,300	601,800	688,700
	12	335,200	437,000	488,100	602,300	694,700
	13	338,600	438,500	489,900	602,800	700,700
	14	342,000	439,900	491,700	603,300	706,700
	15	345,500	441,300	493,400	603,800	712,700
	16	348,900	442,800	495,200	604,300	718,700
		352,300	444,200	497,000	604,800	724,700

別表第3 (第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	円	円	円	円	円
前	2	291,400	400,300	455,100	549,800	632,000
再任	3	293,700	403,000	457,100	555,900	638,000
用短	4	296,000	405,600	459,000	561,200	644,000
時間	5	298,200	408,100	460,900	566,100	650,000
勤務	6	300,300	410,500	462,300	570,500	656,000
職員	7	303,800	412,700	464,100	574,800	662,000
以外の職員	8	307,300	414,800	465,900	578,400	668,000
	9	310,700	416,900	467,700	581,400	674,000
	10	314,100	419,000	469,500	583,900	680,000
	11	317,600	420,500	471,300	586,200	686,000
	12	321,000	422,000	473,100	587,100	692,000
	13	324,400	423,500	474,900	588,000	698,000
	14	327,800	424,900	476,700	588,900	704,000
	15	331,300	426,400	478,500	589,800	710,000
	16	334,700	427,900	480,300	590,700	716,000
		338,100	429,300	482,100	591,600	722,000

17	<u>355,700</u>	<u>445,500</u>	<u>498,800</u>	<u>605,300</u>	<u>730,700</u>		17	<u>341,500</u>	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>	<u>592,500</u>	<u>728,000</u>	
18	<u>358,800</u>	<u>447,000</u>	<u>500,700</u>	<u>605,800</u>	<u>736,700</u>		18	<u>344,600</u>	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>	<u>593,400</u>	<u>734,000</u>	
19	<u>362,000</u>	<u>448,400</u>	<u>502,600</u>	<u>606,300</u>	<u>742,700</u>		19	<u>347,700</u>	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>	<u>594,300</u>	<u>740,000</u>	
20	<u>365,200</u>	<u>449,800</u>	<u>504,500</u>	<u>606,800</u>	<u>748,700</u>		20	<u>350,800</u>	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>	<u>595,200</u>	<u>746,000</u>	
21	<u>368,500</u>	<u>451,100</u>	<u>506,400</u>	<u>607,300</u>	<u>754,700</u>		21	<u>354,000</u>	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>	<u>596,100</u>	<u>752,000</u>	
22	<u>371,600</u>	<u>452,600</u>	<u>508,100</u>	<u>607,800</u>	<u>760,700</u>		22	<u>357,100</u>	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>	<u>597,000</u>	<u>758,000</u>	
23	<u>374,700</u>	<u>454,000</u>	<u>509,900</u>	<u>608,300</u>	<u>766,700</u>		23	<u>360,200</u>	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>	<u>597,900</u>	<u>764,000</u>	
24	<u>377,700</u>	<u>455,400</u>	<u>511,700</u>	<u>608,800</u>	<u>772,700</u>		24	<u>363,200</u>	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>	<u>598,800</u>	<u>770,000</u>	
25	<u>380,800</u>	<u>456,800</u>	<u>513,300</u>	<u>609,300</u>	<u>778,700</u>		25	<u>366,200</u>	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>	<u>599,700</u>	<u>776,000</u>	
26	<u>383,100</u>	<u>458,200</u>	<u>515,100</u>	<u>609,800</u>	<u>784,700</u>		26	<u>368,500</u>	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>	<u>600,600</u>	<u>782,000</u>	
27	<u>385,400</u>	<u>459,500</u>	<u>516,900</u>	<u>610,300</u>	<u>790,700</u>		27	<u>370,800</u>	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>	<u>601,500</u>	<u>788,000</u>	
28	<u>387,600</u>	<u>460,900</u>	<u>518,400</u>				28	<u>373,000</u>	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>			
29	<u>389,500</u>	<u>462,300</u>	<u>519,800</u>				29	<u>374,900</u>	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>			
30	<u>391,200</u>	<u>463,600</u>	<u>521,500</u>				30	<u>376,600</u>	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>			
31	<u>392,900</u>	<u>465,000</u>	<u>523,300</u>				31	<u>378,300</u>	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>			
32	<u>394,700</u>	<u>466,400</u>	<u>525,000</u>				32	<u>380,100</u>	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>			
33	<u>396,400</u>	<u>467,700</u>	<u>526,500</u>				33	<u>381,900</u>	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>			
34	<u>398,200</u>	<u>469,100</u>	<u>527,800</u>				34	<u>383,700</u>	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>			
35	<u>399,800</u>	<u>470,400</u>	<u>529,100</u>				35	<u>385,300</u>	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>			
36	<u>401,100</u>	<u>471,800</u>	<u>530,400</u>				36	<u>386,700</u>	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>			
37	<u>402,500</u>	<u>473,200</u>	<u>531,400</u>				37	<u>388,100</u>	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>			
38	<u>403,900</u>	<u>474,900</u>	<u>532,700</u>				38	<u>389,600</u>	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>			
39	<u>405,300</u>	<u>476,500</u>	<u>534,000</u>				39	<u>391,100</u>	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>			
40	<u>406,700</u>	<u>478,000</u>	<u>535,300</u>				40	<u>392,600</u>	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>			

	<u>41</u>	<u>408, 200</u>	<u>479, 600</u>	<u>536, 300</u>		<u>41</u>	<u>394, 100</u>	<u>465, 600</u>	<u>521, 500</u>
	<u>42</u>	<u>408, 900</u>	<u>480, 800</u>	<u>537, 100</u>		<u>42</u>	<u>394, 800</u>	<u>466, 800</u>	<u>522, 300</u>
	<u>43</u>	<u>409, 500</u>	<u>481, 900</u>	<u>537, 900</u>		<u>43</u>	<u>395, 400</u>	<u>468, 000</u>	<u>523, 100</u>
	<u>44</u>	<u>410, 100</u>	<u>483, 000</u>	<u>538, 700</u>		<u>44</u>	<u>396, 100</u>	<u>469, 100</u>	<u>523, 900</u>
	<u>45</u>	<u>410, 900</u>	<u>484, 000</u>	<u>539, 600</u>		<u>45</u>	<u>397, 000</u>	<u>470, 100</u>	<u>524, 800</u>
	<u>46</u>	<u>411, 500</u>	<u>484, 900</u>	<u>540, 400</u>		<u>46</u>	<u>397, 600</u>	<u>471, 100</u>	<u>525, 600</u>
	<u>47</u>	<u>412, 100</u>	<u>485, 800</u>	<u>541, 200</u>		<u>47</u>	<u>398, 200</u>	<u>472, 000</u>	<u>526, 400</u>
	<u>48</u>	<u>412, 600</u>	<u>486, 600</u>	<u>541, 900</u>		<u>48</u>	<u>398, 800</u>	<u>472, 800</u>	<u>527, 100</u>
	<u>49</u>	<u>413, 100</u>	<u>487, 300</u>	<u>542, 700</u>		<u>49</u>	<u>399, 400</u>	<u>473, 500</u>	<u>527, 900</u>
	<u>50</u>	<u>413, 500</u>	<u>488, 000</u>	<u>543, 500</u>		<u>50</u>	<u>399, 900</u>	<u>474, 200</u>	<u>528, 700</u>
	<u>51</u>	<u>414, 000</u>	<u>488, 700</u>	<u>544, 200</u>		<u>51</u>	<u>400, 400</u>	<u>474, 900</u>	<u>529, 400</u>
	<u>52</u>	<u>414, 400</u>	<u>489, 300</u>	<u>545, 100</u>		<u>52</u>	<u>400, 900</u>	<u>475, 500</u>	<u>530, 300</u>
	<u>53</u>	<u>414, 800</u>	<u>489, 900</u>	<u>546, 000</u>		<u>53</u>	<u>401, 400</u>	<u>476, 200</u>	<u>531, 200</u>
	<u>54</u>	<u>415, 100</u>	<u>490, 600</u>	<u>546, 800</u>		<u>54</u>	<u>401, 800</u>	<u>476, 900</u>	<u>532, 000</u>
	<u>55</u>	<u>415, 400</u>	<u>491, 200</u>	<u>547, 700</u>		<u>55</u>	<u>402, 200</u>	<u>477, 500</u>	<u>532, 900</u>
	<u>56</u>	<u>415, 800</u>	<u>491, 800</u>	<u>548, 600</u>		<u>56</u>	<u>402, 600</u>	<u>478, 100</u>	<u>533, 800</u>
	<u>57</u>	<u>416, 100</u>	<u>492, 100</u>	<u>549, 400</u>		<u>57</u>	<u>403, 000</u>	<u>478, 400</u>	<u>534, 600</u>
	<u>58</u>	<u>416, 500</u>	<u>492, 700</u>	<u>550, 200</u>		<u>58</u>	<u>403, 400</u>	<u>479, 000</u>	<u>535, 500</u>
	<u>59</u>	<u>416, 800</u>	<u>493, 300</u>	<u>551, 000</u>		<u>59</u>	<u>403, 800</u>	<u>479, 700</u>	<u>536, 400</u>
	<u>60</u>	<u>417, 200</u>	<u>494, 000</u>	<u>551, 700</u>		<u>60</u>	<u>404, 200</u>	<u>480, 400</u>	<u>537, 100</u>
	<u>61</u>	<u>417, 600</u>	<u>494, 400</u>	<u>552, 500</u>		<u>61</u>	<u>404, 600</u>	<u>480, 800</u>	<u>537, 900</u>
	<u>62</u>	<u>417, 900</u>	<u>495, 000</u>	<u>553, 400</u>		<u>62</u>	<u>405, 000</u>	<u>481, 400</u>	<u>538, 800</u>
	<u>63</u>	<u>418, 200</u>	<u>495, 700</u>	<u>554, 300</u>		<u>63</u>	<u>405, 400</u>	<u>482, 100</u>	<u>539, 700</u>
	<u>64</u>	<u>418, 500</u>	<u>496, 400</u>	<u>555, 200</u>		<u>64</u>	<u>405, 800</u>	<u>482, 800</u>	<u>540, 600</u>

65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>				<u>65</u>	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>	
66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>				<u>66</u>		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>	
67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>				<u>67</u>		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>	
68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>				<u>68</u>		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>	
69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>				<u>69</u>		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>	
70		<u>499,500</u>	<u>560,400</u>				<u>70</u>		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>	
71		<u>500,000</u>	<u>561,300</u>				<u>71</u>		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>	
72		<u>500,500</u>	<u>562,200</u>				<u>72</u>		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>	
73		<u>500,900</u>	<u>563,000</u>				<u>73</u>		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>	
74		<u>501,400</u>					<u>74</u>		<u>487,800</u>		
75		<u>501,800</u>					<u>75</u>		<u>488,200</u>		
76		<u>502,200</u>					<u>76</u>		<u>488,700</u>		
77		<u>502,700</u>					<u>77</u>		<u>489,200</u>		
78		<u>503,300</u>					<u>78</u>		<u>489,800</u>		
79		<u>503,800</u>					<u>79</u>		<u>490,400</u>		
80		<u>504,200</u>					<u>80</u>		<u>490,800</u>		
81		<u>504,700</u>					<u>81</u>		<u>491,300</u>		
82		<u>505,300</u>					<u>82</u>		<u>491,900</u>		
83		<u>505,900</u>					<u>83</u>		<u>492,500</u>		
84		<u>506,400</u>					<u>84</u>		<u>493,000</u>		
85		<u>506,900</u>					<u>85</u>		<u>493,500</u>		
<u>定</u>	<u>312,900</u>	<u>356,500</u>	<u>412,800</u>	<u>488,500</u>	<u>590,500</u>	<u>定</u>		<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>
<u>年</u>						<u>年</u>					<u>573,800</u>
<u>前</u>						<u>前</u>					

再任用短時間勤務職員						
------------	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年以前再任用短時	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400
	2	円 223,600	円 256,800	円 294,400	円 307,800	円 331,800	円 375,100
	3	円 225,400	円 259,000	円 294,900	円 308,300	円 332,800	円 376,800
	4	円 227,100	円 261,200	円 295,400	円 308,800	円 333,700	円 378,500
	5	円 228,800	円 263,400	円 295,800	円 309,300	円 334,700	円 380,300
	6	円 230,700	円 264,400	円 296,300	円 309,800	円 335,900	円 382,300
	7	円 232,500	円 265,200	円 296,800	円 310,400	円 337,100	円 384,300

再任用短時間勤務職員						
------------	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年以前再任用短時	1	円 207,700	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300	円 362,000
	2	円 209,600	円 242,800	円 282,300	円 295,800	円 320,300	円 363,700
	3	円 211,400	円 245,000	円 282,800	円 296,400	円 321,300	円 365,400
	4	円 213,100	円 247,200	円 283,300	円 296,900	円 322,300	円 367,100
	5	円 214,800	円 249,400	円 283,800	円 297,400	円 323,300	円 368,900
	6	円 216,700	円 250,400	円 284,300	円 298,000	円 324,500	円 370,900
	7	円 218,500	円 251,300	円 284,800	円 298,600	円 325,700	円 372,900

間勤務職員以外の職員	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	間勤務職員以外の職員	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	間勤務職員以外の職員	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	間勤務職員以外の職員	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	間勤務職員以外の職員	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	間勤務職員以外の職員	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	間勤務職員以外の職員	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	間勤務職員以外の職員	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	間勤務職員以外の職員	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	間勤務職員以外の職員	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	間勤務職員以外の職員	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	間勤務職員以外の職員	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	間勤務職員以外の職員	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	間勤務職員以外の職員	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	間勤務職員以外の職員	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	間勤務職員以外の職員	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	間勤務職員以外の職員	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	間勤務職員以外の職員	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	間勤務職員以外の職員	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	間勤務職員以外の職員	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	間勤務職員以外の職員	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	間勤務職員以外の職員	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	間勤務職員以外の職員	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	間勤務職員以外の職員	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	間勤務職員以外の職員	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200

	<u>32</u>	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100			<u>32</u>	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	<u>33</u>	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300			<u>33</u>	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	<u>34</u>	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400			<u>34</u>	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	<u>35</u>	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600			<u>35</u>	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	<u>36</u>	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800			<u>36</u>	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	<u>37</u>	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100			<u>37</u>	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	<u>38</u>	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200			<u>38</u>	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	<u>39</u>	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400			<u>39</u>	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	<u>40</u>	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600			<u>40</u>	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	<u>41</u>	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800			<u>41</u>	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	<u>42</u>	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800			<u>42</u>	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	<u>43</u>	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900			<u>43</u>	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	<u>44</u>	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000			<u>44</u>	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	<u>45</u>	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000			<u>45</u>	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	<u>46</u>	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500			<u>46</u>	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	<u>47</u>	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000			<u>47</u>	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	<u>48</u>	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400			<u>48</u>	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	<u>49</u>	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000			<u>49</u>	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	<u>50</u>	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500			<u>50</u>	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	<u>51</u>	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900			<u>51</u>	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	<u>52</u>	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400			<u>52</u>	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	<u>53</u>	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900			<u>53</u>	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	<u>54</u>	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300			<u>54</u>	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	<u>55</u>	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600			<u>55</u>	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800

	<u>56</u>	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900			<u>56</u>	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	<u>57</u>	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300			<u>57</u>	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	<u>58</u>	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600				<u>58</u>	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	<u>59</u>	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300				<u>59</u>	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	<u>60</u>	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900				<u>60</u>	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	<u>61</u>	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500				<u>61</u>	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	<u>62</u>	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100				<u>62</u>	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	<u>63</u>	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800				<u>63</u>	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	<u>64</u>	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400				<u>64</u>	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	<u>65</u>	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100				<u>65</u>	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	<u>66</u>	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600				<u>66</u>	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	<u>67</u>	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200				<u>67</u>	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	<u>68</u>	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700				<u>68</u>	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	<u>69</u>	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100				<u>69</u>	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	<u>70</u>	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700				<u>70</u>	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	<u>71</u>	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100				<u>71</u>	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	<u>72</u>	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400				<u>72</u>	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	<u>73</u>	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700				<u>73</u>	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	<u>74</u>	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200				<u>74</u>	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	<u>75</u>	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600				<u>75</u>	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	<u>76</u>	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900				<u>76</u>	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	<u>77</u>	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200				<u>77</u>	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	<u>78</u>	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700				<u>78</u>	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	<u>79</u>	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200				<u>79</u>	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	

	<u>80</u>	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		<u>80</u>	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	<u>81</u>	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		<u>81</u>	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	<u>82</u>	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		<u>82</u>	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	<u>83</u>	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		<u>83</u>	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	<u>84</u>	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		<u>84</u>	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	<u>85</u>	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		<u>85</u>	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	<u>86</u>	295,800	322,600	360,600	379,900			<u>86</u>	286,100	312,900	350,700	369,600		
	<u>87</u>	296,300	323,600	361,400	380,500			<u>87</u>	286,600	313,900	351,500	370,200		
	<u>88</u>	296,800	324,600	362,200	381,000			<u>88</u>	287,100	314,900	352,300	370,700		
	<u>89</u>	297,200	325,500	362,800	381,300			<u>89</u>	287,600	315,800	352,900	371,000		
	<u>90</u>	297,700	326,500	363,400	381,800			<u>90</u>	288,100	316,900	353,500	371,500		
	<u>91</u>	298,200	327,500	364,000	382,100			<u>91</u>	288,600	317,900	354,100	371,900		
	<u>92</u>	298,700	328,500	364,600	382,400			<u>92</u>	289,100	318,900	354,700	372,200		
	<u>93</u>	299,200	329,300	365,000	383,000			<u>93</u>	289,600	319,700	355,100	372,800		
	<u>94</u>	299,600	330,000	365,400	383,500			<u>94</u>	290,200	320,400	355,500	373,300		
	<u>95</u>	300,100	330,700	365,900	384,000			<u>95</u>	290,800	321,100	356,000	373,800		
	<u>96</u>	300,700	331,300	366,300	384,500			<u>96</u>	291,400	321,700	356,400	374,300		
	<u>97</u>	301,300	331,800	366,800	385,100			<u>97</u>	292,000	322,200	356,900	374,900		
	<u>98</u>	301,800	332,100	367,200	385,600			<u>98</u>	292,500	322,500	357,300	375,400		
	<u>99</u>	302,300	332,600	367,700	386,100			<u>99</u>	293,000	323,100	357,800	375,900		
	<u>100</u>	302,800	333,200	368,100	386,500			<u>100</u>	293,500	323,700	358,200	376,300		
	<u>101</u>	303,200	333,600	368,400	387,100			<u>101</u>	294,000	324,100	358,500	376,900		
	<u>102</u>	303,700	334,100	368,900	387,600			<u>102</u>	294,500	324,700	359,000	377,400		
	<u>103</u>	304,100	334,700	369,200	388,100			<u>103</u>	295,000	325,300	359,400	377,900		

<u>104</u>	<u>304,500</u>	<u>335,200</u>	<u>369,500</u>	<u>388,600</u>			<u>104</u>	<u>295,400</u>	<u>325,800</u>	<u>359,700</u>	<u>378,400</u>		
<u>105</u>	<u>304,900</u>	<u>335,600</u>	<u>369,900</u>	<u>389,200</u>			<u>105</u>	<u>295,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,100</u>	<u>379,000</u>		
<u>106</u>	<u>305,300</u>	<u>336,100</u>	<u>370,400</u>	<u>389,600</u>			<u>106</u>	<u>296,300</u>	<u>326,700</u>	<u>360,600</u>	<u>379,400</u>		
<u>107</u>	<u>305,700</u>	<u>336,600</u>	<u>370,900</u>	<u>390,100</u>			<u>107</u>	<u>296,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,100</u>	<u>379,900</u>		
<u>108</u>	<u>306,000</u>	<u>337,100</u>	<u>371,400</u>	<u>390,600</u>			<u>108</u>	<u>297,100</u>	<u>327,700</u>	<u>361,600</u>	<u>380,400</u>		
<u>109</u>	<u>306,200</u>	<u>337,500</u>	<u>371,900</u>	<u>391,200</u>			<u>109</u>	<u>297,300</u>	<u>328,100</u>	<u>362,100</u>	<u>381,000</u>		
<u>110</u>	<u>306,500</u>	<u>337,800</u>	<u>372,400</u>				<u>110</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>362,600</u>			
<u>111</u>	<u>306,700</u>	<u>338,100</u>	<u>372,900</u>				<u>111</u>	<u>297,800</u>	<u>328,800</u>	<u>363,100</u>			
<u>112</u>	<u>307,000</u>	<u>338,400</u>	<u>373,300</u>				<u>112</u>	<u>298,100</u>	<u>329,100</u>	<u>363,500</u>			
<u>113</u>	<u>307,300</u>	<u>338,700</u>	<u>373,700</u>				<u>113</u>	<u>298,400</u>	<u>329,400</u>	<u>363,900</u>			
<u>114</u>	<u>307,500</u>	<u>339,100</u>	<u>374,100</u>				<u>114</u>	<u>298,600</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>			
<u>115</u>	<u>307,800</u>	<u>339,400</u>	<u>374,600</u>				<u>115</u>	<u>298,900</u>	<u>330,100</u>	<u>364,800</u>			
<u>116</u>	<u>308,000</u>	<u>339,700</u>	<u>375,100</u>				<u>116</u>	<u>299,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,300</u>			
<u>117</u>	<u>308,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,500</u>				<u>117</u>	<u>299,400</u>	<u>330,600</u>	<u>365,700</u>			
<u>118</u>	<u>308,500</u>	<u>340,200</u>	<u>376,000</u>				<u>118</u>	<u>299,700</u>	<u>330,900</u>	<u>366,200</u>			
<u>119</u>	<u>308,800</u>	<u>340,500</u>	<u>376,500</u>				<u>119</u>	<u>300,000</u>	<u>331,200</u>	<u>366,700</u>			
<u>120</u>	<u>309,100</u>	<u>340,700</u>	<u>377,000</u>				<u>120</u>	<u>300,300</u>	<u>331,400</u>	<u>367,200</u>			
<u>121</u>	<u>309,400</u>	<u>340,900</u>	<u>377,300</u>				<u>121</u>	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	<u>367,500</u>			
<u>122</u>	<u>309,700</u>	<u>341,200</u>					<u>122</u>	<u>301,000</u>	<u>331,900</u>				
<u>123</u>	<u>310,000</u>	<u>341,500</u>					<u>123</u>	<u>301,300</u>	<u>332,200</u>				
<u>124</u>	<u>310,300</u>	<u>341,800</u>					<u>124</u>	<u>301,600</u>	<u>332,500</u>				
<u>125</u>	<u>310,500</u>	<u>342,000</u>					<u>125</u>	<u>301,800</u>	<u>332,700</u>				
<u>126</u>	<u>310,700</u>	<u>342,300</u>					<u>126</u>	<u>302,000</u>	<u>333,000</u>				
<u>127</u>	<u>311,000</u>	<u>342,600</u>					<u>127</u>	<u>302,300</u>	<u>333,400</u>				

<u>128</u>	<u>311, 400</u>	<u>342, 800</u>				<u>128</u>	<u>302, 700</u>	<u>333, 600</u>			
<u>129</u>	<u>311, 600</u>	<u>343, 000</u>				<u>129</u>	<u>302, 900</u>	<u>333, 800</u>			
<u>130</u>	<u>311, 900</u>	<u>343, 200</u>				<u>130</u>	<u>303, 200</u>	<u>334, 000</u>			
<u>131</u>	<u>312, 200</u>	<u>343, 500</u>				<u>131</u>	<u>303, 600</u>	<u>334, 400</u>			
<u>132</u>	<u>312, 600</u>	<u>343, 700</u>				<u>132</u>	<u>304, 000</u>	<u>334, 600</u>			
<u>133</u>	<u>312, 800</u>	<u>344, 000</u>				<u>133</u>	<u>304, 200</u>	<u>334, 900</u>			
<u>134</u>	<u>313, 100</u>	<u>344, 400</u>				<u>134</u>	<u>304, 500</u>	<u>335, 300</u>			
<u>135</u>	<u>313, 400</u>	<u>344, 800</u>				<u>135</u>	<u>304, 800</u>	<u>335, 700</u>			
<u>136</u>	<u>313, 700</u>	<u>345, 200</u>				<u>136</u>	<u>305, 100</u>	<u>336, 100</u>			
<u>137</u>	<u>313, 900</u>	<u>345, 500</u>				<u>137</u>	<u>305, 300</u>	<u>336, 400</u>			
<u>138</u>	<u>314, 200</u>	<u>345, 900</u>				<u>138</u>	<u>305, 600</u>	<u>336, 800</u>			
<u>139</u>	<u>314, 500</u>	<u>346, 300</u>				<u>139</u>	<u>305, 900</u>	<u>337, 200</u>			
<u>140</u>	<u>314, 800</u>	<u>346, 700</u>				<u>140</u>	<u>306, 200</u>	<u>337, 600</u>			
<u>141</u>	<u>315, 000</u>	<u>347, 000</u>				<u>141</u>	<u>306, 400</u>	<u>337, 900</u>			
<u>142</u>	<u>315, 300</u>	<u>347, 400</u>				<u>142</u>	<u>306, 800</u>	<u>338, 300</u>			
<u>143</u>	<u>315, 700</u>	<u>347, 700</u>				<u>143</u>	<u>307, 200</u>	<u>338, 600</u>			
<u>144</u>	<u>316, 000</u>	<u>348, 100</u>				<u>144</u>	<u>307, 500</u>	<u>339, 000</u>			
<u>145</u>	<u>316, 200</u>	<u>348, 400</u>				<u>145</u>	<u>307, 700</u>	<u>339, 300</u>			
<u>146</u>	<u>316, 400</u>	<u>348, 800</u>				<u>146</u>	<u>307, 900</u>	<u>339, 700</u>			
<u>147</u>	<u>316, 700</u>	<u>349, 200</u>				<u>147</u>	<u>308, 200</u>	<u>340, 100</u>			
<u>148</u>	<u>317, 000</u>	<u>349, 600</u>				<u>148</u>	<u>308, 600</u>	<u>340, 500</u>			
<u>149</u>	<u>317, 200</u>	<u>349, 900</u>				<u>149</u>	<u>308, 800</u>	<u>340, 800</u>			
<u>150</u>	<u>317, 400</u>	<u>350, 300</u>				<u>150</u>	<u>309, 000</u>	<u>341, 200</u>			
<u>151</u>	<u>317, 700</u>	<u>350, 700</u>				<u>151</u>	<u>309, 300</u>	<u>341, 600</u>			

	<u>152</u>	<u>318,000</u>	<u>351,100</u>						<u>152</u>	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>				
	<u>153</u>	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>						<u>153</u>	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>				
	<u>154</u>	<u>318,600</u>							<u>154</u>	<u>310,200</u>					
	<u>155</u>	<u>318,800</u>							<u>155</u>	<u>310,400</u>					
	<u>156</u>	<u>319,100</u>							<u>156</u>	<u>310,700</u>					
	<u>157</u>	<u>319,400</u>							<u>157</u>	<u>311,000</u>					
	<u>158</u>	<u>319,700</u>							<u>158</u>	<u>311,300</u>					
	<u>159</u>	<u>320,000</u>							<u>159</u>	<u>311,600</u>					
	<u>160</u>	<u>320,300</u>							<u>160</u>	<u>311,900</u>					
	<u>161</u>	<u>320,700</u>							<u>161</u>	<u>312,300</u>					
	<u>162</u>	<u>321,000</u>							<u>162</u>	<u>312,600</u>					
	<u>163</u>	<u>321,300</u>							<u>163</u>	<u>312,900</u>					
	<u>164</u>	<u>321,600</u>							<u>164</u>	<u>313,200</u>					
	<u>165</u>	<u>322,000</u>							<u>165</u>	<u>313,600</u>					
	<u>166</u>	<u>322,300</u>							<u>166</u>	<u>313,900</u>					
	<u>167</u>	<u>322,600</u>							<u>167</u>	<u>314,200</u>					
	<u>168</u>	<u>322,900</u>							<u>168</u>	<u>314,500</u>					
	<u>169</u>	<u>323,300</u>							<u>169</u>	<u>314,900</u>					
<u>定 年 前 再 任 用</u>		<u>248,800</u>	<u>269,700</u>	<u>277,300</u>	<u>288,100</u>	<u>305,100</u>	<u>343,600</u>		<u>定 年 前 再 任 用</u>	<u>239,700</u>	<u>260,200</u>	<u>267,500</u>	<u>277,900</u>	<u>294,300</u>	<u>331,900</u>

短 時 間 勤 務 職 員											

備考 この表は、看護師等に適用する。

別表第4 (略)

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第11条の3 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～シ (略)</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上<u>65キロメートル</u>未満である 職員 38,700円</p> <p>セ 使用距離が片道<u>65キロメートル</u>以上70キロメートル未満である 職員 42,200円</p> <p>ノ 使用距離が片道70キロメートル以上<u>75キロメートル</u>未満である 職員 45,700円</p> <p>タ 使用距離が片道75キロメートル以上<u>80キロメートル</u>未満である 職員 49,200円</p> <p>チ 使用距離が片道80キロメートル以上<u>85キロメートル</u>未満である 職員 52,700円</p> <p>ツ 使用距離が片道85キロメートル以上<u>90キロメートル</u>未満である 職員 56,200円</p>	<p>第1条～第11条の3 (略) (通勤手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～シ (略)</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である 職員 38,700円</p>

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

(3) (略)

3～9 (略)

第11条の5～第18条の2 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

第19条の2・第19条の3 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任

(3) (略)

3～9 (略)

第11条の5～第18条の2 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

第19条の2・第19条の3 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任

命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25

を乗

じて得た額の総額

3～5 (略)

第21条～第24条 (略)

命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第21条～第24条 (略)

第3条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改正案		現行	
第1条～第5条（略） (給与に関する特例)		第1条～第5条（略） (給与に関する特例)	
第6条 特定期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下の条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。		第6条 特定期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下の条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	
号俸	給料月額	号俸	
1	円 405,000	1	円 392,000
2	455,000	2	440,000
3	508,000	3	492,000
4	574,000	4	555,000
5	655,000	5	634,000
6	765,000	6	740,000
7	893,000	7	864,000
2～4（略）		2～4（略）	
第7条（略） (給与条例の適用除外等)		第7条（略） (給与条例の適用除外等)	
第8条（略）		第8条（略）	
2 特定期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受け	2 特定期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受け		

る職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

第9条 (略)

る職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、\_\_\_\_\_給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と\_\_\_\_\_する。

第9条 (略)

第4条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中<u>「100分の126.25」</u>とあるのは「100分の96.25」 <u>_____</u>と、給与条例第20条第2項第1号中<u>「100分の106.25」</u>とあるのは「100分の88.75」 <u>_____</u>とする。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中<u>「100分の125」</u>とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中<u>「100分の105」</u>とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>第9条 (略)</p>

議案第89号関係

登米市学校給食センター条例 新旧対照表

改 正 案	現 行														
第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)														
第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>登米市西部学校給食センター</td><td>登米市南方町新高石浦153番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		登米市西部学校給食センター	登米市南方町新高石浦153番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>登米市西部学校給食センター</td><td>登米市南方町新高石浦153番地</td></tr><tr><td>登米市東部津山学校給食センター</td><td>登米市津山町柳津字黄牛比良 1 番地 5</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		登米市西部学校給食センター	登米市南方町新高石浦153番地	登米市東部津山学校給食センター	登米市津山町柳津字黄牛比良 1 番地 5
名称	位置														
(略)															
登米市西部学校給食センター	登米市南方町新高石浦153番地														
名称	位置														
(略)															
登米市西部学校給食センター	登米市南方町新高石浦153番地														
登米市東部津山学校給食センター	登米市津山町柳津字黄牛比良 1 番地 5														
第3条・第4条 (略)	第3条・第4条 (略)														

議案第90号関係

登米市児童厚生施設条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)
第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 児童遊園	第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 児童遊園
名称	位置
迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地
迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地 3
迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地
迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地 2
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字 <u>和</u> 荷75番地
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地 2
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
名称	位置
<u>迫梅ヶ沢児童遊園</u>	<u>登米市迫町新田字下板橋 2番地18</u>
迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地
<u>迫緑ヶ丘児童遊園</u>	<u>登米市迫町北方字富永110番地 5</u>
迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地 3
迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地
<u>迫南佐沼児童遊園</u>	<u>登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目 3番地 5</u>
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地
迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地 2
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字 <u>和</u> 荷75番地
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地 2
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1

第3条 (略)	南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地
第3条 (略)		

議案第91号関係

登米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第5条 (略) (市民による一般廃棄物の適正処理)	第1条～第5条 (略) (市民による一般廃棄物の適正処理)
第6条 (略) 2 市民は、一般廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、相互に協力し、 <u>集積所</u> 及び <u>リサイクルステーション</u> の清潔の保持に努めなければならない。	第6条 (略) 2 市民は、一般廃棄物の収集を受けるに際して、分別の方法、排出の方法等について、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、相互に協力し、 <u>一般廃棄物の指定集積所及び資源ごみの分別集積所</u> の清潔の保持に努めなければならない。
第7条 (略) (一般廃棄物の収集運搬)	第7条 (略) (一般廃棄物の収集____)
第8条 _____集積所及びリサイクルステーションからの一般廃棄物の収集及び運搬は、市又は市から委託を受けた者が行い、これら以外の者が、収集又は運搬を_____してはならない。 2 市長は、自ら又は前項の委託を受けた者以外の者が同項の規定に違反して、リサイクルステーションに排出された一般廃棄物を収集又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。 (資源物の所有権)	第8条 <u>市の管理する</u> 集積所及びリサイクルステーションからの一般廃棄物の収集運搬を____、市又は市以外の者に委託して行うものとし、市又は委託された者以外は、収集運搬してはならない。 2 市長は、自ら又は <u>収集運搬</u> の委託を受けた者以外の者が前項の規定に違反して、リサイクルステーションに排出された一般廃棄物を収集又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。 (資源物の所有権)
第9条 _____リサイクルステーションに排出された資源物（再生利用を目的として収集するものをいう。）の所有権は、市に帰属する。	第9条 <u>前条第2項の規定により</u> リサイクルステーションに排出された資源物（再生利用を目的として収集するものをいう。）の所有権は、市に帰属する。
第10条～第12条 (略)	第10条～第12条 (略)

議案第92号関係

登米市下水道条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した排水設備等事業者（以下「公認業者」という。）が行うものとする。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）</u>から同様の指定を受けた排水設備等事業者（以下「市指定外業者」という。）に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の公認業者が、<u>同項本文</u>の工事を行うときは、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者（以下「排水設備等工事責任技術者」という。）に監理させなければならない。</p> <p>3 <u>第1項ただし書の規定により市指定外業者が工事を行うときは、当該市指定外業者の指定を行った他の地方公共団体の長が前項と同様の登録を行った者に監理させなければならない。</u></p> <p>第8条～第27条 (略) (占用)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)～(3) (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (排水設備等の工事の実施)</p> <p>第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した排水設備等事業者（以下「公認業者」という。）が行うものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の公認業者が、<u>同項</u>の工事を行うときは、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として登録した者（以下「排水設備等工事責任技術者」という。）に監理させなければならない。</p> <p>第8条～第27条 (略) (占用)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)～(3) (略)</p>

<p>(4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法_____第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>3 (略)</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条各項の規定のいずれか</u>に違反して、排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第33条・第34条 (略)</p>	<p>(4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p> <p>3 (略)</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条第1項又は第2項の規定</u>に違反して、排水設備等の新設等の工事を実施した者</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>第33条・第34条 (略)</p>
---	---

議案第93号関係

登米市火災予防条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</u>
<u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</u>	
第4章～第7章 (略)	第4章～第7章 (略)
附則	附則
第1条～第28条 (略) (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	第1条～第28条 (略) (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略)	第29条 火災に関する警報 _____ _____ が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) (略) (7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
第29条の2～第29条の7 (略) <u>第3章の3 林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報)	第29条の2～第29条の7 (略)
第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。	

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。  
(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第30条～第44条 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2)～(6) (略)

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第45条の2～第50条 (略)

第30条～第44条 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(2)～(6) (略)

第45条の2～第50条 (略)

議案第94号関係

登米市水道事業給水条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第6条 (略) (工事の施行)	第1条～第6条 (略) (工事の施行)
第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。）又は他の地方公共団体の長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。
2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者 <u>（他の地方公共団体の長及び前項ただし書に規定する他の地方公共団体の長が指定した者を含む。次条第2項及び第36条第2項において同じ。）</u> が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者_____が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
3 第1項の規定により_____工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。	3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
第8条～第46条 (略)	第8条～第46条 (略)

議案第95号関係

登米市認定こども園設置条例 新旧対照表

第1条関係（登米市認定こども園設置条例の一部改正）

改 正 案			現 行		
第1条（略） (名称、位置及び定員)			第1条（略） (名称、位置及び定員)		
第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前73番地1	210人	登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前73番地1	210人
登米市米山こども園	登米市米山町西野字古館廻56番地 3	100人			
第3条（略） (事業)			第3条（略） (事業)		
第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 <u>ただし、第3号に掲げる事業は、登米市豊里こども園においてのみ行うものとする。</u>			第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 <u>_____</u>		
(1)・(2)（略）			(1)・(2)（略）		
(3) <u>児童福祉法第6条の3第2項に規定する乳児等通園支援事業</u>			(3) <u>前2号に掲げるもののほか、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認めるもの</u>		
(4) <u>前3号に掲げるもののほか、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認めるもの</u>					
第5条・第6条（略）			第5条・第6条（略）		

第2条関係（登米市認定こども園設置条例の一部改正）

改正案			現行																	
第1条（略） (名称、位置及び定員) 第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第1条（略） (名称、位置及び定員) 第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市豊里こども園</td><td>登米市豊里町小口前73番地1</td><td>210人</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	定員	登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前73番地1	210人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市豊里こども園</td><td>登米市豊里町小口前73番地1</td><td>210人</td></tr> <tr> <td>登米市米山こども園</td><td>登米市米山町西野字古館廻56番地3</td><td>100人</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	定員	登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前73番地1	210人	登米市米山こども園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	100人
名称	位置	定員																		
登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前73番地1	210人																		
名称	位置	定員																		
登米市豊里こども園	登米市豊里町小口前73番地1	210人																		
登米市米山こども園	登米市米山町西野字古館廻56番地3	100人																		
第3条（略） (事業) 第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4)（略） 第5条・第6条（略）			第3条（略） (事業) 第4条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 <u>ただし、第3号に掲げる事業は、登米市豊里こども園においてのみ行うものとする。</u> (1)～(4)（略） 第5条・第6条（略）																	

附則第3項関係（登米市学校設置条例の一部改正）

改正案	現行																						
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略) (略) (略)</p> <p>(3) 幼稚園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新田幼稚園</td><td>登米市迫町新田字山崎259番地4</td></tr> <tr> <td>北方幼稚園</td><td>登米市迫町北方字富永109番地2</td></tr> <tr> <td>中田幼稚園</td><td>登米市中田町宝江新井田字要害3番地1</td></tr> <tr> <td>南方幼稚園</td><td>登米市南方町山成95番地6</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略) (略) (略)</p> <p>(3) 幼稚園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新田幼稚園</td><td>登米市迫町新田字山崎259番地4</td></tr> <tr> <td>北方幼稚園</td><td>登米市迫町北方字富永109番地2</td></tr> <tr> <td>中田幼稚園</td><td>登米市中田町宝江新井田字要害3番地1</td></tr> <tr> <td>米山幼稚園</td><td>登米市米山町中津山字清水24番地1</td></tr> <tr> <td>南方幼稚園</td><td>登米市南方町山成95番地6</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4	北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2	中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1	米山幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地1	南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6
名称	位置																						
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4																						
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2																						
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1																						
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6																						
名称	位置																						
新田幼稚園	登米市迫町新田字山崎259番地4																						
北方幼稚園	登米市迫町北方字富永109番地2																						
中田幼稚園	登米市中田町宝江新井田字要害3番地1																						
米山幼稚園	登米市米山町中津山字清水24番地1																						
南方幼稚園	登米市南方町山成95番地6																						

附則第4項関係（登米市保育所設置条例の一部改正）

改正案			現行																							
第1条～第7条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第7条（略） 別表（第2条関係）																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市迫新田保育所</td> <td>登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>登米市中田保育所</td> <td>登米市中田町上沼字大柳116番地</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	定員	登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人	登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市迫新田保育所</td> <td>登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>登米市中田保育所</td> <td>登米市中田町上沼字大柳116番地</td> <td>90人</td> </tr> <tr> <td><u>登米市よねやま保育園</u></td> <td><u>登米市米山町西野字古館廻56番地3</u></td> <td><u>90人</u></td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	定員	登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人	登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人	<u>登米市よねやま保育園</u>	<u>登米市米山町西野字古館廻56番地3</u>	<u>90人</u>
名称	位置	定員																								
登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人																								
登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人																								
名称	位置	定員																								
登米市迫新田保育所	登米市迫町新田字狼ノ欠28番地5	30人																								
登米市中田保育所	登米市中田町上沼字大柳116番地	90人																								
<u>登米市よねやま保育園</u>	<u>登米市米山町西野字古館廻56番地3</u>	<u>90人</u>																								

議案第96号関係

宮城県市町村職員退職手当組合規約 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略) <u>(議員報酬)</u>
<u>第8条 削除</u>	<u>第8条 組合の議員には、議員報酬を支給しないものとする。</u>
第9条 (略) (組合長、副組合長及び会計管理者)	第9条 (略) (組合長、副組合長及び会計管理者)
第10条 (略)	第10条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 (略)</u>	<u>5 組合長及び副組合長には、給料を支給しないものとする。</u>
第11条～第21条 (略)	第11条～第21条 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略)